

■詐欺バスター

トレンドマイクロ製品使用許諾契約書

各製品またはサービスの使用許諾契約または利用規約（以下総称して「規約」といいます）の内容は変更される場合があります。最新の規約の内容はこちら（https://www.trendmicro.com/ja_jp/about/legal.html#tabs-3d2365-4）からご確認ください。なお、各規約に基づくライセンス期間または本サービス契約期間が有効期間中のお客さまには、当該最新版の規約が前記の Web ページに掲載されてから60日後に当該規約が適用されます。また、当該最新版の規約の内容は、60日経過後に本ページ掲載の規約に反映されます。

重 要

本契約はお客さまとトレンドマイクロ株式会社（以下「トレンドマイクロ」といいます）との間の個人消費者向けトレンドマイクロ製品（以下「トレンドマイクロ製品」といいます。）を利用するための権利の許諾（ライセンス）に関する契約です。本契約に定める条件は、お客さまが本契約に同意することによってトレンドマイクロ製品を利用するお客さまとの間の一切の關係に適用されます。

トレンドマイクロ製品の使用に関連して取得されるお客さままたはセカンダリユーザ（第23条に定義します）の個人情報の取り扱いについては、本契約第17条ならびにお客さまから収集する個人情報の取り扱いについて

（https://www.trendmicro.com/ja_jp/about/legal/privacy-policy/handling.html）および Global Privacy Notice（https://www.trendmicro.com/ja_jp/about/legal/privacy-policy/product.html）を参照してください。

トレンドマイクロ製品の使用に際しては、本契約を確認し本契約のすべての条件に同意する必要があります。同意できない場合には本契約は成立せず、トレンドマイクロ製品を利用することはできません。お客さまはトレンドマイクロ製品を購入、ダウンロード、インストール、アクティブ化または利用する前に、お客さまから収集する個人情報の取り扱いについておよび Global Privacy Notice を参照する機会があったことを確認します。お客さまが未成年者の場合には、保護者の同意を得ることなくトレンドマイクロ製品を利用することはできません。お客さまが事業者である場合、お客さまは、本契約に同意する者がお客さまを法的に拘束する正当な権利を有していることを保証するものとします。

お客さまが、小売店店舗でパッケージ型またはカード型のトレンドマイクロ製品を購入した場合で本契約に同意できないときは、購入した日から90日以内に購入時の領収書とともに当該製品を購入した小売店に未使用の当該製品を返品することにより返金を受けることができます。その他一切の場合において、法令に基づく場合等を除き原則として返金はありません。

注 意

- ・第12条はトレンドマイクロ製品等の使用に関する重要な制限を定めています。
- ・第14条はトレンドマイクロの責任を制限する条件を定めています
- ・第15条は、通信の秘密に関する事項を定めています。
- ・第23条は、セカンダリユーザが確認すべき事項を定めています。
- ・第30条は、月額版または年額版サービスを購入した場合の条件、「他のデバイスを守る」機能の利用条件、安全確認連絡サービスの利用条件を定めています。

第1条（適用範囲および本契約の変更）

- 1 本契約は、個人消費者向けトレンドマイクロ製品（ソフトウェアまたはサービスおよびこれに付随するドキュメントならびにサポートサービスを含みます。以下それぞれ「ソフトウェア」、「サービス」、「ドキュメント」ならびに「サポートサービス」といいます。）に適用されます。本契約は、トレンドマイクロ製品の使用に関し、本契約の締結以前にお客さまとトレンドマイクロとの間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。お客さまは、本契約に基づき、非営利的かつ非商業的な目的のためにのみトレンドマイクロ製品を使用することができます。トレンドマイクロ製品の提供条件の詳細は、トレンドマイクロより提供される印刷、電子的またはオンラインで提供されるライセンスの有効期間やカウント数などのライセンス利用条件を定める文書ならびに技術文書、操作説明書、動作環境、機能一覧その他サービスの仕様を定める一切の文書（以下「製品使用条件」といいます）に定めるものとします。トレンドマイクロ製品の使用にあたっては、お客さまは本契約および製品使用条件に定める条件に従う必要があります。
- 2 トレンドマイクロは、その裁量によりいつでも本契約の内容を変更できるものとし、最新の本契約内容をトレンドマイクロの Web サイト（<https://www.go-tm.jp/eula-top>）に掲載します。ただし当該変更は、ライセンス期間または本契約期間が有効期間中のお客さまについては、トレンドマイクロの Web サイトにおいて当該変更された最新の本契約内容が掲載さ

れてから30日後に有効になるものとします。従前の本契約の内容はその最新版の発効によって無効となり、最新の本契約の内容が適用されるものとします。お客さまが変更後の条件に同意できない場合、お客さまはトレンドマイクロ製品を使用することはできません。

第2条（有償版ライセンス）

- 1 お客さまがトレンドマイクロ製品の有償版ライセンスを購入した場合、トレンドマイクロはお客さまに対し、本契約記載の条件に従い、お客さまの支払った第7条所定の購入した製品に応じたライセンス期間またはサブスクリプション期間に相当するトレンドマイクロ所定のライセンス料金に応じてお客さままたは第23条に定めるセカンダリユーザの所有するコンピュータデバイス（リース物件またはレンタル物件を含みます）にソフトウェアをインストールして使用する非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利をお客さまに対して付与します。
- 2 お客さまは、お客さまが保有するアカウント1件につき、製品使用条件において別途定めるコピー数を上限として、それぞれ1オペレーティングシステム(製品使用条件に記載されている対応オペレーティングシステムに限ります。以下本条において同様)へソフトウェアをインストールし、当該オペレーティングシステムが稼動するコンピュータデバイス上で、本契約の有効期間中使用するものとします。
- 3 お客さまは、ソフトウェアの保存のみを目的として、1コピーに限りソフトウェアのバックアップコピーを作成する権利を有します。

第3条（体験版ライセンス）

- 1 お客さまがトレンドマイクロ製品の体験版ライセンスを有する場合、トレンドマイクロはお客さまに対し、本契約記載の条件に従い、体験版ライセンス有効期間中に限りお客さままたは第23条に定めるセカンダリユーザの所有するコンピュータデバイス（リース物件またはレンタル物件を含みます）にソフトウェアをインストールして使用する非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利をお客さまに対して付与します。
- 2 お客さまは、お客さまが保有するアカウント1件につき、製品使用条件において別途定めるコピー数を上限として、それぞれ1オペレーティングシステム(製品使用条件に記載されている対応オペレーティングシステムに限ります。以下本条において同様)へソフトウェアをインストールし、当該オペレーティングシステムが稼動するコンピュータデバイス上で、体験版ライセンス有効期間中使用するものとします。
- 3 お客さまが体験版ライセンス有効期間の終了する前に、有償版ライセンスを購入した場合、残存する体験版ライセンス有効期間は使用できなくなるかまたは有償版ライセンスの使用期間に加算される場合があります。お客さまが体験版ライセンス有効期間の満了日まで体験版ライセンスを使用したい場合には、有償版ライセンスの有効化を体験版ライセンス有効期間満了時まで行わないようにしてください。有償版ライセンスを購入しない場合、お客さまは体験版ライセンス有効期間満了後15日以内にソフトウェアのすべての複製を破棄するものとします。

第4条（その他の無償ライセンス）

本契約の他の条項の定めにかかわらず、お客さまが第2条または第3条に定める以外の有効なトレンドマイクロ製品の無償の期間限定ライセンスまたはサブスクリプションライセンスを有する場合、お客さまは、本契約に同意することを条件として、ライセンスを取得した日またはソフトウェアのアカウントをアクティブ化した日からお客さままたはトレンドマイクロがライセンスを終了する日または製品使用条件に基づくライセンス有効期間終了日まで、個人の非営利的かつ非商業的な目的に限り、非独占的、再許諾不可、譲渡不可な形でのみソフトウェアを使用することができます。ただし、トレンドマイクロは理由の如何を問わず、5日間の事前の文書による通知をもってお客さまのライセンスを終了する権利を有します。

期間限定版ライセンスの製品使用条件において、別途サポートサービスが提供される旨およびその条件等がお客さまに明示されている場合を除き、トレンドマイクロはお客さまに対してサポートサービスを提供する義務を負いません。

第5条（アップデート）

トレンドマイクロ製品におけるソフトウェアの有効性の維持のためにはアップデートが必要です。「アップデート」とは、ソフトウェアのセキュリティコンポーネントの新しいパターン、定義、または規則およびソフトウェアおよび付随するドキュメントの改善を意味します。お客さまは第7条所定のライセンス有効期間および体験版ライセンス有効期間においてのみアップデートをダウンロードまたは利用可能であって、ダウンロードされたアップデートはトレンドマイクロ製品におけるソフトウェアとなります。アップデートに際しては、ダウンロード前に追加または修正された製品使用条件の内容に同意する必要があります場合があります。

第6条（アクティベーションおよびユーザ登録）

第5条所定のアップデートまたはサポートサービスの提供を受けるにあたって、お客さまは製品使用条件に従いトレンドマイクロ製品のアクティベーションまたはユーザ登録をする必要があります。お客さまは、ユーザ登録の内容に変更が生じた際には、当該変更内容につきトレンドマイクロに対し遅滞なく届出を行うものとします。

第7条（ライセンス有効期間）

- 1 トレンドマイクロ製品の有償版ライセンスの有効期間は、製品使用条件に基づき有償版ライセンスの購入、ダウンロード、有効化を行った日に開始し、購入したトレンドマイクロ製品に応じたライセンス期間の満了またはサブスクリプション期間の終了をもって終了します。ライセンス有効期間後もトレンドマイクロ製品を利用しサポートサービスの提供を受けるためには、お客さまはライセンス有効期間を更新する必要があります。なお、ソフトウェアのアップグレードやサブスクリプション期間の更新には、追加または異なる製品使用条件が必要となる場合があります。
- 2 トレンドマイクロ製品の体験版ライセンスの有効期間は、製品使用条件に基づき体験版ライセンスの有効化を行った日に開始し、利用するトレンドマイクロ製品の体験版ライセンスに応じて30日後、60日後、90日後もしくはその他トレンドマイクロが定める所定の期間の終了後、またはトレンドマイクロ製品の有償版ライセンスを有効化した日、のいずれか早い日に終了します。

第8条（サポートサービス）

- 1 ライセンス有効期間中、お客さまは、利用中のトレンドマイクロ製品についてアップデートの提供を受ける権利を有します。
- 2 本契約に基づき有償版ライセンスを購入し、製品使用条件に従いトレンドマイクロ製品のアクティベーションまたはユーザ登録を行ったお客さまは、有償版のライセンス有効期間中、トレンドマイクロの Web ページ「サポートサービスポリシー」およびその Web サイト「ヘルプセンター」に記載されるサービス（以下「サポートサービス」といいます）ならびに該当する製品については、サポートサービスの一環として製品使用条件に記載のセキュリティ支援サービス（以下「セキュリティ支援サービス」といいます）の提供を受けることができます。サポートサービスの提供に関するトレンドマイクロの義務は、その提供にかかる合理的な努力を行うことに限られるものとします。お客さまは、トレンドマイクロがお客さまのリクエストに因らずトレンドマイクロの判断によりサポートサービスを提供する場合があることに同意するものとします。
- 3 本契約に基づき無償版ライセンスによりトレンドマイクロ製品を利用しているお客さまに対し、トレンドマイクロは、サポートサービスの提供の義務を負いません。ただし、トレンドマイクロは、その裁量によってお客さまへのサポートサービスを提供する場合があります。その場合、トレンドマイクロがサポートサービスの提供において負う義務は善良なる管理者の注意義務および合理的な努力義務に限られます。
- 4 トレンドマイクロは、サポートサービスの過程で取得したお客さまの意見、感想等（文章および音声を含みますがそれらに限られません、ただし第17条で定義する個人情報を除きます。以下「ご意見等」といいます）をトレンドマイクロ製品の改善およびマーケティング活動を目的として利用いたします。お客さまは、トレンドマイクロに対して、当該ご意見等を全世界において無償で非独占的に使用する（加工、抜粋、複製、公開、翻訳等を含みます）権利を許諾するものとし、かつトレンドマイクロに対して当該ご意見等にかかる著作権、著作者人格権等の知的財産権を行使しないものとします。
- 5 前各項にかかわらず、トレンドマイクロは、トレンドマイクロ製品、ソフトウェア、サービスおよび一部の対応オペレーティングシステム上で使用されるソフトウェアについてトレンドマイクロの裁量により一部または全部のサポートサービスの提供を終了することができるものとし、トレンドマイクロがサポートサービスの提供を終了したトレンドマイクロ製品、サービス、ソフトウェアについては、お客さまに対するサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。なお、サポートサービス終了については、別途サポートサービスの一環として配信する Web ページまたは電話を介する問い合わせによってご案内します。

第9条（サポートツールの利用および情報の取り扱い）

- 1 お客さまは、サポートサービスの提供を受けるにあたって、トレンドマイクロまたは他の第三者のツールやソリューション（以下総称して「サポートツール」といいます）を使用またはアクセスできる場合があります。サポートツールは、無償かつ現状有姿のまま提供されるものとし、トレンドマイクロは、これらのサポートツールの安全性または瑕疵のないことを保証しません。
- 2 トレンドマイクロは、サポートサービスの提供に際してサポートツールを用いて、お客さまのコンピュータにアクセスし、リモート操作をする場合があります。また、トレンドマイクロは、サポートツールを介してトレンドマイクロとお客さまの会話や画面操作等を画像、動画またはテキストデータとして記録を行う場合があります。お客さまは当該記録が行われることについて同意するものとします。トレンドマイクロは、当該記録をサービス向上およびお客さまとの通話内容の確認のため

めに利用します。

第10条（その他のサービス）

トレンドマイクロのライセンス有効期間中、トレンドマイクロは、特定のトレンドマイクロ製品を使用するお客さまに対し、トレンドマイクロ製品の一環として、ライセンスの範囲でお客さまが使用するソフトウェアに付随して使用できる Web サービスなどのオプションサービスを使用する権利を付与する場合があります。

第11条（自動更新サービス）

- 1 トレンドマイクロ製品の有償版ライセンスの購入にあたっては、自動更新サービスが含まれている場合または自動更新サービスを別途購入できる場合があります。自動更新サービスにおいては、サブスクリプション期間の終了時に、ライセンス有効期間が更新され、更新時点の更新価格（消費税等別）が自動的にお客さまに請求されます。お客さまは、自動更新サービスの購入後いつでも、自動更新サービスのキャンセル、サブスクリプション設定の変更をすることができます。年次自動更新サービスの料金は、更新課金日から90日以内に返金の対象となります。
- 2 お客さまが体験版ライセンスの有効期間中に、体験版ライセンスの使用に際して契約を行った自動更新サービスを解約した場合には、自動更新サービスによる更新の対象となっていた有償版ライセンス契約についても自動的に解約されるものとします。

第12条（使用制限（禁止行為））

- 1 トレンドマイクロ製品にかかるソフトウェア、サービス、ドキュメント（以下マニュアルを含みます）およびサポートツールに関連する一切の著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権はトレンドマイクロおよびトレンドマイクロに権利許諾する第三者へ独占的に帰属します。お客さまは、トレンドマイクロの書面による事前の承諾を得ることなく、トレンドマイクロ製品にかかるソフトウェア、サービス、ドキュメントおよびサポートツールならびにお客さまに付与されるシリアル番号またはアクティベーションキー（以下「プロダクトキー」といいます）を第三者へ賃貸、貸与または販売できないものとし、かつ、それらに担保権を設定することはできないものとします。また、お客さまは、トレンドマイクロの書面による事前の承諾を得ることなく、お客さまの顧客サービス（有償・無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環としてトレンドマイクロ製品にかかるソフトウェア、サービス、ドキュメントおよびサポートツールおよびプロダクトキーを使用することはできないものとします。
- 2 お客さまは、ソフトウェアおよびサポートツールにつき、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル（以下、総称して「改造等」といいます）することはできないものとします。改造等お客さまの責めに帰すべき事由に起因してソフトウェアに何らかの障害が生じた場合、トレンドマイクロは当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。
- 3 お客さまは、サービスおよびソフトウェアに関する客観性を欠いた実験方法によるパフォーマンステストまたはベンチマークテストの結果を、トレンドマイクロの事前の書面による承諾を得ることなく、公表してはならないものとします。
- 4 お客さまは、タイムシェアリング、サービスビューロー、その他の方法でソフトウェアやその機能を他の人が利用するために提供したり、共有したりしないことに同意します。また犯罪行為を助けたり、他の人がソフトウェアを使用し楽しむことを邪魔するような活動に関わったり、明示的な同意なしに個人の位置情報や活動を追跡または監視するためにソフトウェアまたはサービスを利用しないことに同意します。さらに、これらの禁止行為を他の人に許可しないことに同意します。お客さまは、トレンドマイクロが使用または配布を許可した地域でのみソフトウェアを使用することができます。

第13条（ベータ版機能の利用）

ソフトウェアには、ベータ版機能が含まれる場合があります。お客さまは、ベータ版機能には、改善、仕様の見直しの余地または不完全な点がある場合があること、ならびにベータ版機能は、現状有姿かつ瑕疵を問わない条件での提供となることを確認のうえ、お客さまの判断および責任においてベータ版機能を利用するものとします。

第14条（保証および責任の制限）

- 1 トレンドマイクロは、ソフトウェア、サポートツールおよびドキュメントについて、瑕疵のないことを保証するものではなく、これらについて瑕疵があった場合にお客さまに生じた損害について、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、トレンドマイクロは責任を負わないものとします。トレンドマイクロは、第8条に定義されるサポートサービスおよびセキュリティ支援サービスに関して、その利用により、お客さまの使用ハードウェアの問題の解決、パフォーマンスの向上その他の特定の状態が作出されることを保証せず、また、サポートサービスおよびセキュリティ支援サービスがお客さまの特定の目的に適合することを保証しません。トレンドマイクロは、お客さまがサポートサービスおよびセキ

- セキュリティ支援サービスを利用したこと、またはサポートサービスおよびセキュリティ支援サービスを利用できなかったことに起因するお客さまの損害につき、トレンドマイクロに故意または重過失のある場合を除き、一切の補償をいたしません。トレンドマイクロは、ソフトウェア、サポートツールまたはドキュメントの物理的な紛失、盗難、事故および誤用等に起因するお客さまの損害につき、トレンドマイクロに故意または重過失のある場合を除き、一切の補償をいたしません。
- 2 第6条に記載されるユーザ登録もしくはユーザ登録変更の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、トレンドマイクロからお客さまへの通知、郵送およびその他のコンタクトの不達により生じる不利益および損害については、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、お客さまの責任とさせていただきます。ただしユーザ登録の必要のない製品をご利用のお客さまはこの限りではありません。
 - 3 第2条に基づきサービス、ソフトウェア、または Web サービスをセカンダリユーザに使用させる場合、当該使用にあたっては、第6条所定のユーザ登録を行ったお客さまが一切の責任を負うものとします。
 - 4 ソフトウェア、サポートツール、プロダクトキーの譲渡に関連して生じたトラブルについても、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、トレンドマイクロは一切の責任を負いません。また、トレンドマイクロは、合理的な理由に基づき不正な手段もしくは目的による譲渡、入手または使用であると判断したプロダクトキーにつき、使用停止の措置を講ずる場合があります。この場合、トレンドマイクロは、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、使用停止の措置により発生した損害について一切の補償をいたしません。
 - 5 お客さまが期待する成果を得るためのサービスおよびソフトウェアプログラム（ソフトウェアを含みますがこれに限られません）の選択、導入、使用および使用結果につきましては、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、お客さまの責任とさせていただきます。ソフトウェアもしくはドキュメントの使用、サポートサービスもしくはセキュリティ支援サービスならびに第8条5項によりサポートサービスもしくはセキュリティ支援サービスの提供を受けられないことに起因してお客さままたはその他の第三者に生じた損害、付随的損害、逸失利益、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害およびデータ・プログラムなど無体物の損害、ならびに第三者からの損害賠償請求に基づくお客さまの損害に関して、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、トレンドマイクロは一切の責任を負いません。
 - 6 本条第1項から第5項に定める場合であっても、消費者であるお客さまについては、損害がトレンドマイクロの軽過失に起因する場合についても、トレンドマイクロにおいて第7項本文に規定する金額を上限として責任を負うことがあるものとします。
 - 7 本契約のもとで、トレンドマイクロがお客さままたはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、お客さまが利用するサービスが体験版以外である場合は、損害が生じる直前の1年間に本契約のもとでお客さまが実際に支払われた対価の100%を上限とし、体験版である場合は、トレンドマイクロ・オンラインショップにおける「ウイルスバスター トータルセキュリティ スタンダード ダウンロード 1年版」の販売価格を上限とします。ただし、トレンドマイクロに故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

第15条（通信の秘密）

- 1 トレンドマイクロは、トレンドマイクロ製品におけるメールおよび SMS/MMS 等のメッセージの詐欺、フィッシングまたはスパム対策その他のセキュリティ機能、電話の発着信に係る詐欺対策機能、Web アクセスにかかる Web レピュテーションサービス等のネットワークセキュリティ機能、家族みまもり機能、安全確認連絡サービスおよびサポートサービス（以下総称して「対象機能」といいます）においてお客さまおよびセカンダリユーザ（お客さまの家族を指します。）の通信に関する情報（以下「通信情報」といいます）を取得する場合があります。また、トレンドマイクロは、取得した通信情報を、本条3項に定める利用目的の範囲において、安全管理措置を講じたうえでトレンドマイクロの責任においてトレンドマイクロおよびその関連会社もしくは委託先に取り扱わせる場合があります。
- 2 トレンドマイクロが取得する通信情報には、メールアドレス、SMS 番号、MMS アドレス、メールやメッセージの本文、件名、着信電話番号、発信電話番号、アクセスされた Web ページの URL、サポートサービスの提供における通信内容等およびこれらに関連する各種通信関連情報が含まれます。
- 3 トレンドマイクロは、対象機能におけるセキュリティリスクの検出、特定、管理、防御、警告およびその他の機能やこれに関連するサービスの提供ならびにトレンドマイクロ製品の開発および改善を目的として通信情報を利用します。また、トレンドマイクロは、個人が特定できないように十分に処理するかまたは統計処理を行った通信情報を詐欺対策やセキュリティ対策の啓発または注意喚起ならびにトレンドマイクロ製品の販売促進などを目的として利用し、公衆または第三者に開示する場合があります。
- 4 トレンドマイクロは、取得した通信情報について、対象機能を提供するのに必要な期間保管し、その後、消去します。ただし、個人が特定できないように十分に処理するかまたは統計処理を行った通信情報についてはこの限りではありません。

- 5 お客さまは、トレンドマイクロが保有する通信情報に関して、本契約所定のサポートサービスの窓口にお問い合わせすることができます。
- 6 お客さまが対象機能を無効にする設定を行った場合、対象機能における通信情報の取得は停止されます。対象機能において機能の無効設定ができない場合であって、お客さまが対象機能における通信情報の取得を受け入れることができない場合、お客さまはトレンドマイクロ製品の使用を終了するものとします。

第16条（プライバシーおよびデータ保護規制）

- 1 ソフトウェアの使用は、特定の法域においてプライバシーおよびデータ保護法やその他の規制が適用される場合があります。当該法令や規制への遵守の必要性や遵守の方法を判断するのはお客さまの責任です。トレンドマイクロ製品の提供に際して、トレンドマイクロはお客さまやセカンダリユーザの個人情報またはその他のデータを処理し、場合によってお客さまの法域の外にデータが送信される場合があります。
- 2 お客さまは、ソフトウェアには、お客さまやセカンダリユーザのデータを取得、アップロード、転送、使用または保存する機能が含まれている場合があることを確認するものとします。
- 3 お客さまは、本条の定めに関する詳細については、お客さまから収集する個人情報の取り扱いについて (https://www.trendmicro.com/ja_jp/about/legal/privacy-policy/handling.html) および Global Privacy Notice (https://www.trendmicro.com/ja_jp/about/legal/privacy-policy/product.html) を確認するものとします。
- 4 ソフトウェアにおいて有害サイトのアクセス規制機能またはフィッシング対策機能等を有する場合、お客さまが当該各機能を有効にして Web ページにアクセスしますと、以下の事象が発生することがあります。
 - (a) お客さまがアクセスした Web ページの Web サーバ側の仕様が、お客さまが入力した情報等を URL のオプション情報として付加し Web サーバへ送信する仕様の場合、URL のオプション情報にお客さまの入力した情報（ID、パスワード等）などを含んだ URL がトレンドマイクロ（本号においてトレンドマイクロ株式会社およびその子会社を含みます）のサーバに送信されます。

この場合、トレンドマイクロでは、お客さまがアクセスする Web ページの安全性の確認のため、これらのお客さまより受領した情報にもとづき、お客さまがアクセスする Web ページのセキュリティチェックを実施します。

第17条（個人情報の取り扱いについて）

- 1トレンドマイクロは、トレンドマイクロ製品を利用するお客さまから以下の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を取得します。
 - (a) 氏名、会社名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、お客さまがトレンドマイクロ製品の購入または利用に際して届け出た事項
 - (b) お客さまが利用するトレンドマイクロ製品により取得される個人情報（各トレンドマイクロ製品より取得されるデータの詳細は <http://www.go-tm.jp/data-collection-disclosure> を参照してください）、サポート時の音声情報
 - (c) 購入製品、ユーザ登録日、契約の更新状況、対価の振込に関連して開示された情報等、お客さまとトレンドマイクロとの契約にかかわる事項
- 2トレンドマイクロは、お客さまの個人情報を以下の目的で利用します。
 - (1) 前項(a)および(c)の個人情報ならびにこれらに基づく購買履歴等の分析結果を以下の目的で使用します。
 - ① 契約の更新案内
 - ② トレンドマイクロ製品に関する案内
 - ③ トレンドマイクロ製品に関連のある他社製品の案内
 - ④ トレンドマイクロ製品に関する製品内で実施されるかまたはメールや電話等により実施されるアンケート調査およびキャンペーンに関するメールや電話等による案内
 - ⑤ トレンドマイクロまたはトレンドマイクロのビジネスパートナーが主催または共催するセミナーおよびイベントに関するメールや電話等による案内
 - (2) 前項(a)、(b)および(c)の個人情報ならびにこれらに基づく購買履歴や製品またはサービスの利用状況等の分析結果を以下の目的で利用します。
 - ① 製品、サービスおよびサポートサービスの提供（前項(b)所定の個人情報の利用目的については <http://www.go-tm.jp/data-collection-disclosure> を参照してください。なお、各トレンドマイクロ製品から取得されるデータの各利用目的は、トレンドマイクロ製品およびサポートサービスの提供の範囲内においてのみ随時変更される場合があります、

その詳細は <http://www.go-tm.jp/data-collection-disclosure> において適時に公開されます。)

②トレンドマイクロの製品またはサービスの品質改善および開発

③トレンドマイクロの製品またはサービスの品質改善および開発を目的とした分析および調査ならびにベータテストの依頼に関する通知

④セキュリティに関する情報の提供

⑤トレンドマイクロ製品の効果的な利用方法または問題を未然に防ぐための障害情報や脅威情報の案内

⑥トレンドマイクロ製品の利用体験および満足度向上のための利用状況や改善点に関するヒアリング

(3) 前項(a)、(b)および(c)の個人情報を以下の目的で利用します。

①サービス事業者への情報提供（ただし、サービス事業者よりお客さまへ月額版サービスに関するサポートサービスが提供される場合であって、当該サポートサービスに必要な範囲に限られます。）

3 お客さまは、トレンドマイクロが、前項に定める利用目的を実施する上で、トレンドマイクロの業務の一部または全部の委託を目的として、お客さまの個人データを外国にあるトレンドマイクロの海外子会社および海外関連会社もしくは海外委託先に提供する場合があることに同意するものとします。その詳細については、「お客さまから収集する個人情報の取り扱いについて」 (https://www.trendmicro.com/ja_jp/about/legal/privacy-policy/handling.html) に定めるものとします。

4 お客さまは、トレンドマイクロが「お客さまから収集する個人情報の取り扱いについて」 (https://www.trendmicro.com/ja_jp/about/legal/privacy-policy/handling.html) に従ってお客さまの個人情報を取り扱うことに同意するものとします。

第18条（電子通信への同意）

- 1 お客さまは、トレンドマイクロ製品またはお客さまが提供する情報の取り扱いに関する法的通知その他の通知を行う場合があります。当該通知が電子メールやトレンドマイクロの Web サイトなどの電子媒体かつ電子的手段（ポップアップ等を含みます）によってなされる場合があること、および、当該通知を受領することに同意するものとします。お客さまがセカンダリユーザである場合、プライマリユーザを通じてすべての通知を受け取ることに同意するものとします。
- 2 理由の如何を問わず、トレンドマイクロからお客さまへ通知、郵送およびその他のコンタクトを行う場合（サポートサービス提供の場合を含みますがこれに限られません）、当該通知、郵送およびコンタクト等の宛先は日本国内に限定されるものとします。

第19条（機密保持）

- 1 お客さまは、本契約に関連して知り得た情報（プロダクトキー、サポートサービスに関連する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、URL、ID、パスワード、更新キー、IP アドレスならびにサポートサービスの一環としてコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含みます）につき、トレンドマイクロの書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ、本契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとします。ただし、国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合にはトレンドマイクロに対して速やかに事前の通知を行うものとします。
- 2 前項にかかわらず、以下各号に定める事項については前項の適用を受けないものとします。
 - (1)開示を受けた時に既に公知である情報
 - (2)開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
 - (3)開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報
 - (4)第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報
 - (5)トレンドマイクロの機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報
- 3 お客さまが、ソフトウェアのプロダクトキー等を漏洩した場合には、お客さまは、トレンドマイクロに対して、速やかに書面等にて報告をするものとします。また、お客さまは、トレンドマイクロの指示に従い、当該プロダクトキー等の使用を速やかに中止するとともに、トレンドマイクロが別途指定する金額および手続きによって、当該プロダクトキー等を購入し、再インストール等の作業を自らの責任と費用によって行うものとします。

第20条（バックアップ）

お客さまは、ソフトウェアまたはサポートサービス（サポートツールの利用を含みます）の利用において、お客さまのデータの損失やシステムに損害を与える可能性があることを認識するとともに、お客さまの責任において、コンピュータプログラムとファイルなどのデータ等を別のメディアに定期的にバックアップなどの防止措置を講ずるものとします。トレンドマイク

口はそのようなデータ等の損失については一切の責任を負いません。

第21条（監査）

本条は、お客さまが事業者である場合にのみ適用されます。トレンドマイクロは、商業合理的な事前の通知に基づき、お客さまの平日の営業時間中に、本契約の条件に遵守していることを確認するためにソフトウェアの使用状況等を監査する権利を有します。監査において、ライセンスされた範囲を超過するトレンドマイクロ製品の使用が明らかとなった場合、お客さまは、これにかかるトレンドマイクロの通知から15日以内に当該時点での超過使用分のライセンス料金をトレンドマイクロに対して支払うものとします。

第22条（プライマリユーザ（メイン／主要／一次））

- 1 本契約に同意したうえで最初にトレンドマイクロ所定のユーザ登録を行ったお客さまは、プライマリユーザ（一次ユーザ）としてトレンドマイクロ製品の使用について一切の責任を負います。お客さまは、本契約および製品使用条件に基づきその許容される範囲において、セカンダリユーザにトレンドマイクロ製品を使用させることができますが、セカンダリユーザ全員に対して、トレンドマイクロ製品の内容、ならびに本契約について十分な説明を行い、セカンダリユーザからその条件に対する同意を得るのはお客さまの責任となります。また、セカンダリユーザ以外の第三者にサービスおよびソフトウェアを利用させることはできません。
- 2 セカンダリユーザは、通知、サポートサービスその他のトレンドマイクロとのコミュニケーションの窓口となることはできません。お客さまは、トレンドマイクロからの通知の連絡先またはサポートサービスを受ける主体となり、その責任においてセカンダリユーザに対して適宜その内容を共有するものとします。

第23条（セカンダリユーザ）

- 1 トレンドマイクロ所定のユーザ登録を行っておらず、プライマリユーザの許諾のもとでトレンドマイクロ製品を使用するお客さまは、セカンダリユーザとして本契約に定めるすべての条件に同意するものとします。プライマリユーザは、セカンダリユーザのトレンドマイクロ製品の使用を制御および管理し、セカンダリユーザに代わってトレンドマイクロとの間のコミュニケーションの窓口となります。
- 2 お客さまが本契約および製品使用条件に定める範囲の限度でトレンドマイクロ製品を使用する場合、本契約におけるセカンダリユーザは、お客さまの家族とします。
- 3 セカンダリユーザは、家族みまもり機能、安全確認連絡サービス等の緊急連絡先登録機能を使用する場合、トレンドマイクロが本契約に基づき取得したセカンダリユーザの通信情報や個人情報を当該機能の提供の範囲においてプライマリユーザに提供する場合があることに同意するものとします。

第24条（契約の解除）

- 1 お客さまが本契約に違反した場合、トレンドマイクロは本契約において許諾する権利、ソフトウェアまたはサポートサービスの提供を一時的に中止または終了し、本契約を解除することができます。この場合、お客さまは、サポートサービスおよびドキュメントを含むトレンドマイクロ製品を一切使用することができません。
- 2 お客さまは、サポートサービスおよびドキュメントを含むトレンドマイクロ製品およびそのすべての複製物を破棄することにより本契約を終了させることができます。
- 3 本契約が終了または解除された場合、お客さまは、ドキュメントを含むトレンドマイクロ製品およびそのすべての複製物を破棄するものとします。

第25条（反社会的勢力の排除）

- 1 お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下「暴力団等」という）、に該当する、または次の各号のいずれかーに該当することが判明した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。
（ア）暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
（イ）自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用して認められる関係を有すること
（ウ）暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
（エ）役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 前項に定める他、お客さまが自らもしくは第三者を利用して、次の各号に掲げるいずれかの行為を行う、またはその恐れがあるとトレンドマイクロが判断した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。

- (ア) 詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いる行為
- (イ) 違法行為または不当要求行為
- (ウ) 業務を妨害する行為
- (エ) 名誉や信用等を毀損する行為
- (オ) その他前各号に準ずる行為

第26条（不可抗力）

トレンドマイクロは、天災、火災、戦争、暴動、内乱、流行病、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、同盟罷業その他の争議行為、輸送機関の事故等、トレンドマイクロの責に帰すことのできない不可抗力によって、本契約に定める債務の履行を遅延し、もしくは履行不能を生じた場合はその責めを負わないものとします。なお、トレンドマイクロは可能な限り早急に義務の履行を再開するものとします。

第27条（輸出管理）

- 1 お客さまは、トレンドマイクロ製品およびそれらにおいて使用されている技術(以下「トレンドマイクロ製品等」という)が、外国為替および外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替令および省令、ならびに、米国輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、トレンドマイクロ製品等を適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、輸出もしくは再輸出しないものとします。
- 2 お客さまは、トレンドマイクロ製品等に関連した米国輸出管理法令の違法行為に対して責任があることを認識の上、その責任において違法行為が行われないう、適切な手段を講じるものとします。
- 3 お客さまは、お客さまが米国により現時点で禁止されている国の居住者もしくは国民ではないこと、およびトレンドマイクロ製品等を受け取ることが禁止されていないことをトレンドマイクロに対して表明するとともに保証し、お客さまは、トレンドマイクロ製品等を、大量破壊を目的とした、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイルの開発、設計、製造、生産を行うために使用しないことに同意するものとします。

第28条（第三者およびオープンソース技術）

ソフトウェアには、特定の第三者またはオープンソース技術が含まれている場合があり、お客さまはかかる第三者またはオープンソース技術の使用にあたっては、通常ソフトウェアの「Readme」または「About」ファイルに記載されている個別の条件が適用される場合があることに同意するものとします。当該第三者またはオープンソース技術の所有者は、それぞれの技術に関するすべての知的所有権および知的財産権を保持します。この場合、本契約は、お客さまと当該第三者との法的関係に影響を与えるものではありません。

第29条（一般条項）

- 1トレンドマイクロは、本契約におけるトレンドマイクロの義務の履行を目的としてその関連する業務の一部をトレンドマイクロの委託先に委託する場合があります。
- 2 仮に本契約の条項のうち法律等に違反して無効なものがある場合には、当該条項は当該法律等に違反する部分に限って無効とし、他の条項の有効に影響を与えないものとします。
- 3 第12条、第14条、第17条および第19条の各定めは、本契約が解除、期間の満了またはその他事由によって終了したときであつてもなおその効力を有するものとします。
- 4 本契約は、日本国法に準拠するものとします。本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第30条（付帯条項）

- 1 月額版サービスまたは年額版サービスを購入した場合の条件
お客さまが、トレンドマイクロ製品の月額版または年額版サービスを販売するサービス事業者（以下「サービス事業者」といいます）からトレンドマイクロ製品の月額版または年額版サービスを購入してトレンドマイクロ製品のライセンスを使用する場合、サービス事業者が定める条件に従った申込および契約の締結が必要となります。
- 2 「他のデバイスを守る」機能の利用条件
お客さまが、「他のデバイスを守る」機能を利用する場合、お客さまは当該機能をホームネットワーク（お客さまがご自宅において利用するネットワークを指します、以下同様）においてのみ利用することができるものとします。また、当該機能

の対象となる各種ハードウェア端末はお客様の責任においてお客様ご自身またはセカンダリユーザが使用するハードウェア端末に限定されるものとします。

3 安全確認連絡サービスの利用条件

お客様が安全確認連絡サービス等の緊急連絡先登録機能をご利用の場合、連絡先登録者はお客さままたはお客さまの家族に限られます。お客さまは、連絡先登録者の内容に変更が生じた際には、トレンドマイクロが定める手続きに従い、遅滞なく届出を行うものとします。なお、お客さまは、トレンドマイクロが連絡先登録者の氏名および電話番号を第17条の定めに基づいて取り扱うこと、ならびに安全確認連絡サービスの一環としてトレンドマイクロより注意喚起の連絡がされる場合があることについて、その責任において連絡先登録者の同意を得るものとします。また、連絡先登録者が登録されていない場合は、お客さまへのみ当該注意喚起の連絡がされます。

トレンドマイクロ株式会社 2026年2月